平成２５年（フ）第４８６５号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目７―８―202
債務者　ヨヘナ　セサル　アレハンドロ
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１０３号
栃木県下野市箕輪578番地４
破産者　株式会社篠原土建工業
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２４８５号
最後の住所名古屋市西区庄内通５丁目４番地の１
破産者　亡冨成功相続財産
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９０号
奈良県天理市田部町350番地の１
破産者　株式会社菅野組
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４９号
横浜市金沢区高舟台２丁目15番６号
破産者　有限会社オカユキ建設
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７号
三重県四日市市智積町2015番地４　インターフォーラム28・20号、破産手続開始決定時の住所三重県四日市市東新町17番14号
破産者　野呂　悦子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
三重県桑名市中央町５丁目11番地
破産者　株式会社北星實業
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
三重県桑名市大字小貝須294番地３
破産者　水谷　秀樹
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
三重県四日市市東富田町24番16号
破産者　安田　一人
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
三重県桑名市大字森忠655番地24、前住所三重県桑名市西鍋屋町65番地
破産者　鈴木　　尚
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
三重県四日市市楠町南五味塚1301番地１
破産者　田中　稔浩
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
大阪府河内長野市自由ケ丘１番２―1102号
破産者　有限会社富士ネットワークサポート
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目21番13号
破産者　株式会社スマート
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７３号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目７番３号
破産者　幸和産業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０２号
兵庫県川西市東畦野２丁目３番42号
破産者　株式会社イッセープランニング
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３０９号
神戸市中央区三宮町１丁目10番１号
破産者　株式会社三宮時計
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４６０号
兵庫県加古川市平岡町新在家992番地の４
破産者　有限会社マッシュ
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２３号
北九州市八幡西区松寿山３丁目９番７号
破産者　津和崎電設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２号
北海道岩内郡岩内町字高台81番地の７
破産者　中村米穀株式会社
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第２０号
千葉県鴨川市東町254―１、住民票上の住所千葉県鴨川市前原147番地１
破産者　大石　博光
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１３９６号
東京都町田市木曽西３丁目26番地15
破産者　高田　　訣
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９６号
長野県岡谷市神明町１丁目２番14号
破産者　有限会社鈴木金属工業
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部